

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	推奨事業メニュー	事業 初期	事業 終期	総事業費（千 円）	成果目標 （可能な限り定量的指標 を設定）	実施状況の公表等 について （HP,広報紙など）
時津町	1 時津町住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金（第2次）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 2786世帯×70千円のうちR6計画分 事務費638千円 事務費の内容 [人件費として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯（2786世帯）	-	R5.12	R6.5	17,508	対象世帯に対して令和5年12月までに支給を開始する	ホームページ
時津町	2 ・時津町住民税均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付金 ・時津町低所得の子育て世帯に対しても加算臨時給付金 ・令和6年度時津町住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金 ・令和6年度時津町住民税均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付金 ・令和6年度時津町低所得の子育て世帯に対しても加算給付金 ・令和6年度時津町定額減税補足給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 666世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 294世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 169世帯×100千円、子ども加算 596人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 10484人（243610千円）のうちR6計画分 事務費 5902千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1129世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（10484人）	-	R6.2	R7.3	201,542	対象世帯に対して令和6年6月までに支給を開始する	ホームページ
時津町	7 ・令和6年度時津町住民税非課税世帯臨時給付金等給付事業 ・令和6年度時津町定額減税補足（不足額）給付金支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 3000世帯×30千円、子ども加算 400人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 2734人（48110千円）のうちR6計画分 事務費 13204千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 人件費として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（3000世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（2734人）	-	R7.2	R7.4以降	159,314	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する	ホームページ
時津町	11 水道基本料金減免による臨時的生活支援事業（R6年度経済対策分）	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町水道事業会計に繰り出し、水道基本料金（事業所・公共・官公署除く）の減免にかかる費用及び料金減免システム運用委託業務費 ③11,800世帯×770円×3か月分=27,258千円及び3か月間の料金減免システム運用業務委託費60万円 ④町民	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	R7.3	R7.4以降	27,858	事業所・公共・官公署除く水道使用世帯のうち、減免を受ける世帯の割合100%	ホームページ
時津町	12 下水道基本料金減免による臨時的生活支援事業（R6年度経済対策分）	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、下水道使用料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町下水道事業会計に繰り出し、下水道使用基本料金（事業所・公共・官公署除く）の減免にかかる費用 ③11,400世帯×1,056円×3か月分=36,116千円 ④町民	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	R7.3	R7.4以降	36,116	事業所・公共・官公署除く下水道使用世帯のうち、減免を受ける世帯の割合100%	ホームページ
時津町	13 浄化槽基本料金減免による臨時的生活支援事業（R6年度経済対策分）	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、浄化槽使用料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町浄化槽整備事業特別会計に繰り出し、浄化槽使用基本料金（事業所・公共・官公署除く）の減免にかかる費用 ③237世帯×1,056円×3か月分=751千円 ④町民	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	R7.3	R7.4以降	751	事業所・公共・官公署除く浄化槽使用世帯のうち、減免を受ける世帯の割合100%	ホームページ
時津町	14 学校給食食材費臨時補助事業（R6年度経済対策分）	①高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、栄養バランス・量を保った学校給食の実施を目的として補助金を交付。 ②食材費高騰相当額（令和5年度の同月比較による物価高騰分14.4%） ③基準額（（対象給食回数の平均）×（1食単価×14.4%）×（小・中学校児童生徒数））または、令和6年度の学校給食の食材の実購入費から令和6年度給食費収入額を控除した額のいずれか少ない額。1,552千円については、一般財源。 ④給食会計を取り扱う時津町学校給食公社（教職員等を除く、町立小中学校に通う児童生徒の保護者）	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R6.4	R7.4以降	18,700	令和6年度に小学校4校、中学校2校の保護者が負担する給食費の1食単価（中学校304円、小学校242円）	ホームページ
時津町	15 教育・保育施設物価高騰対策補助金交付事業	①物価高騰の影響を受けている町内の幼児教育・保育施設に対し、光熱水費の物価高騰対策として補助金を交付する。 ②事業者が教育・保育実施のために負担した施設の令和6年度光熱水費。 ③施設が負担した光熱水費（1施設あたり上限150,000円） ④公立を除く町内の幼児教育・保育施設を運営する事業者	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R7.3	R7.4以降	1,800	対象事業所に対し、令和7年3月までに補助金の交付完了する。	ホームページ